

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
羽曳野市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
羽曳野市長

公表日
令和4年9月9日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務		
②事務の内容	<p>羽曳野市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書等の課税資料又は調査等により個人住民税を計算し賦課決定する。 ・収納、還付、充当等を行う収納管理事務。 ・督促状等の発送、滞納整理を行う滞納整理業務。 ・納税者の特定、宛名情報管理、口座情報管理等を行う宛名管理業務。 ・納税者からの申請に基づき、課税証明書、所得証明書、住民税決定証明書、納税証明書発行業務。 <p>番号法の別表第二に基づいて、羽曳野市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満</p>	<p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民税課税支援システム		
②システムの機能	<p>■申告情報管理機能 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料の受領、管理及び住民税の賦課準備。</p>		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム	
	[] その他 ()		

システム2~5

システム2

①システムの名称	住民税システム		
②システムの機能	<p>1. 住民税賦課機能 課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。</p> <p>2. 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p>		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	
	[○] その他 (住民税課税支援システム、収納消込／滞納管理システム等)		

システム3

①システムの名称	収納消込／滞納管理システム(ADWORLD)		
----------	------------------------	--	--

<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収納状況照会 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2. 消込 消込データの入力・取込(OCR・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書などを発行する。 4. 口座振替 口座振替データを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 督促状作成では督促状・納付書付き督促状を発送する。催告書作成については、催告書及び必要に応じて納付書を発行する。 6. 各種統計資料などの作成 月報、収入状況一覧表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 不納欠損処理 8. 年度末処理 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 9. 財産管理 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10. 滞納処分 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 12. 分納計画 分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()</p>
<p>システム4</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>団体内統合宛名システム</p>

②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険システム、児童手当システム等の各業務・システム、中間サーバー)</p>
システム5	
①システムの名称	<p>審査システム(eLTAX)</p> <p>②システムの機能</p> <p>1. 審査業務機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能 (2) 受信結果照会機能 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う機能 (3) 申告審査・照会機能 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う機能 (4) 申告データ印刷機能 申告データ等を印刷する機能 (5) 利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能 (6) 利用届出審査機能 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う機能 (7) 申請、届出データの審査、照会機能 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う機能 <p>2. 運用管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能 (2) 受付システムからの受信機能 利用届出データ、申告データ等の受信を行う機能 (3) ファイル入出力機能 税務システム連携用の各種ファイルの出力及びXML等データのチェック、作成、送信を行う機能 (4) 税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能 (5) 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う機能。

③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
[<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)))
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	<p>国税連携データ(所得税確定申告等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を国税譲渡地方公共団体間で連携するために下記機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税連携データ配信業務 国税庁から送信された連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする機能及び国税連携データを国税庁連絡サーバに送信する機能。 2. 国税連携データ照会業務 「国税連携データ配信業務」によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う機能 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する機能 4. マスター管理業務等 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う機能 	
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民税課税支援システム)</p>	
システム7		
①システムの名称	中間サーバー	

<p>②システムの機能</p>	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
<p>システム8</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>電子申告システム</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>電子申告システムは、地方税ポータルシステム(eLTAX)で管理する個人番号(納税者ID)と、税務システムで管理する個人番号の関連付けを管理するシステムである。</p> <p>1. 審査システムとの連携 :審査システム(eLTAX)から、媒体で受け取った利用届出のデータを、税務システムに取り込みする機能。</p> <p>2. 機能概要 :個人住民税 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて個人住民税の申告をした者と、税務システムで管理する個人番号の関連付けをする機能。</p>

③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="radio"/>] 税務システム
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (審査システム(eLTAX))	
システム9		
①システムの名称	滞納管理システム(THINK TAX)	
②システムの機能	<p>1. 滞納者管理:滞納者(転居・転出した者も含む)の基本情報を照会・更新する。また、滞納者の実態調査情報を印刷する。</p> <p>2. 催告管理:文書を送付して納付の催告を行う。</p> <p>3. 分納管理:誓約書を印刷し、分納誓約申請者が必須項目を記載し申請する。その内容を、分納誓約情報入力画面で登録する。</p> <p>4. 照会帳票:各種料金調査書、債権の調査票、預金の調査票等を発行する。</p> <p>5. 照会入力:電話加入権情報、各種照会、債権情報、不動産情報、クレジット照会の登録。</p> <p>6. 差押情報:不動産差押え、債権差押え、動産差押え、電話差押え、交付要求から差押の種類を選択し、差押情報を入力し、差押書を印刷する。</p> <p>7. 執行停止:執行停止検討会資料、執行停止伺書の作成および執行停止処理を行う。</p> <p>8. 欠損:自動欠損処理を行う。</p>	
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="radio"/>] 税務システム
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第16条 	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

	<p>1. 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>2. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課税担当課長・納税担当課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民税基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で羽曳野市に住所を有する個人、または羽曳野市内に事業所または家屋敷を有する個人で羽曳野市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があつた者。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	総務部 税務課 市民課支所(証明書発行業務のみ)	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、高年介護課、福祉総務課 福祉 支援課) [○]行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) [○]民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) [○]その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 []庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		地方税法第24条及び第294条に定められた納税義務者に対して、番号法第9条に基づいて適正かつ公平な課税事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部税務課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 各種申告書等の交付に関する事務 ・申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から所得証明書、課税証明書、住民税決定証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5 年金特別徴収対象者の異動に関する事務
情報の突合		(1)住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	申告情報のパンチ入力業務
①委託内容	申告情報のパンチ入力
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

③委託先名		株式会社 エルディーエス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2		納稅通知書封入・封緘業務	
①委託内容		納稅通知書封入・封緘	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 レスター工業	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		データ連携業務	
①委託内容		eLTAXによる申告データ連携	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		住民税システム保守業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ 関西支社	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (74) 件 [○] 移転を行っている (23) 件 [] 行っていない	
提供先1	厚生労働省	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定められた用途	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2~5		
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先6~10			
提供先6	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の8の項		
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途		
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先7	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の9の項		
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途		
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先8	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の11の項		

②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先11~15		
提供先11	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の18の項	
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の23の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先13	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16~20	
提供先16	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の29の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の29の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	
①法令上の根拠	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二の31の項
③提供する情報	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者

⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先19	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の34の項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先1	子育て給付課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の9の項)	
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	

④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先2~5			
移転先2	子育て給付課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の37の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先3	子育て給付課(府から委任)		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の43の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)

⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先4	子育て給付課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の44の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 1,000万人以上 [] 10万人以上100万人未満 [] 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先5	子育て給付課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の45の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 1,000万人以上 [] 10万人以上100万人未満 [] 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先6～10			
移転先6	子育て給付課(法定受託事務)		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の46の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		

<p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>住民基本台帳に記載されている者</p>
<p>⑥移転方法</p>	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>必要に応じて随時</p>
<p>移転先7</p>	<p>子育て給付課</p>
<p>①法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
<p>②移転先における用途</p>	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の56の項)</p>
<p>③移転する情報</p>	<p>地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)</p>
<p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>住民基本台帳に記載されている者</p>
<p>⑥移転方法</p>	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>必要に応じて随時</p>
<p>移転先8</p>	<p>子育て給付課</p>
<p>①法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
<p>②移転先における用途</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の94の項)</p>
<p>③移転する情報</p>	<p>地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)</p>
<p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>住民基本台帳に記載されている者</p>
<p>⑥移転方法</p>	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>必要に応じて随時</p>

移転先9	高年介護課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	地方税法関係情報のうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に必要となる者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先10	地域包括支援課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本情報ファイルに記載されており、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による地域支援事業の実施に関する事務に必要となる者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先11～15	
移転先11	地域包括支援課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本情報ファイルに記載されており、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務に必要となる者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先12	障害福祉課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の8の項)	
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先13	障害福祉課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の47の項)	
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給認定及び届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先14	障害福祉課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	

②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の84の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援給付(自立支援医療費を除く)の申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者。 自立支援医療の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員(障害者等と同一の医療保険の被保険者等)		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先15	社会教育課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の94の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されており、羽曳野市留守家庭児童会使用料の減免に関する事務に必要となる者		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先16~20			
移転先16	生活福祉課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務に必要となる者		
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先17	生活福祉課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の63の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務に必要となる者		
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先18	保険年金課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の30の項)		
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、指定年度における国民健康保険の被保険者及び世帯員		
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先19	保険年金課		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		

②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の59の項)					
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)					
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、指定年度における後期高齢者医療の被保険者					
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>					
⑦時期・頻度	必要に応じて随時					
移転先20	建築住宅課					
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例					
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の19の項)					
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)					
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に必要となる者					
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>					
⑦時期・頻度	必要に応じて随時					
6. 特定個人情報の保管・消去						
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 					
7. 備考						
-						

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民税基本台帳ファイル1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.公の年金支払額、82.年金雑所得額、83.その他雜所得額、84.総合譲渡短期所得額、85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期輕減所得額、96.短期輕減差引額、97.短期輕減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期輕課所得額、105.長期輕課差引額、106.長期輕課特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雜所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価格、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税対象外所得額、132.非課税所得額、133.申告0円所得区分01、134.申告0円所得区分02、135.申告0円所得区分03、136.申告0円所得区分04、137.申告0円所得区分05、138.申告0円所得区分06、139.申告0円所得区分07、140.申告0円所得区分08、141.申告0円所得区分09、142.申告0円所得区分10、143.総所得金額、144.合計所得金額、145.総所得金額等、146.所得税総所得金額、147.所得税合計所得金額、148.所得税総所得金額等、149.総所得損通所得額、150.総合短期損通所得額、151.総合長期損通所得額、152.短期一般損通所得額、153.短期輕減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期輕課損通所得額、157.長期特別損通所得額、158.土地等雜損通所得額、159.超短期損通所得額、160.山林損通所得額、161.株式譲渡損通所得額、162.商品先物取引損通所得額、163.退職損通所得額、164.所得税総所得損通所得額、165.所得税総合短期損通所得額、166.所得税総合長期損通所得額、167.所得税短期一般損通所得額、168.所得税短期輕減損通所得額、169.所得税長期一般損通所得額、170.所得税長期特定損通所得額、171.所得税長期輕課損通所得額、172.所得税長期特別損通所得額、173.所得税土地等雜損通所得額、174.所得税超短期損通所得額、175.所得税株式譲渡損通所得額、176.所得税商品先物取引損通所得額、177.所得税山林損通所得額、178.所得税退職損通所得額、179.雜損控除額、180.医療費控除額、181.社会保険料控除額、182.小規模共済控除額、183.生命保険料控除額、184.所得税生命保険料控除額、185.生命保険料支払額、186.個人年金保険料支払額、187.損害保険料控除額、188.所得税損害保険料控除額、189.損害保険料支払額、190.長期損害保険料支払額、191.寄付控除額、192.所得税寄付金控除額、193.合計控除額、194.所得税合計控除額、195.控對配該当コード、196.配偶者区分、197.配特有無区分フラグ、198.配偶者特別控除額、199.所得税配偶者特別控除額、200.配偶者合計所得金額、201.扶養一般該当人数、202.扶養年少該当人数、203.扶養特定該当人数、204.扶養老人該当人数、205.扶養同居老人該当人数、206.扶養特障該当人数、207.扶養同居特障該当人数、208.扶養普障該当人数、209.未成年該当コード、210.老年者該当コード、211.寡婦該当コード、212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本專区分、216.配專区分、217.青色專從該当人数、218.白色專從該当人数、219.專從者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.譲渡縁越損失額、223.雜損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡縁越損失額、227.当年雜損失額、228.当年特定株式損失額、229.前純損失額、230.前譲渡縁越損失額、231.前雜損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡縁越損失額、235.前々雜損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課標額、238.所得税短期一般課標額、239.所得税短期輕減課標額、240.所得税長期一般課標額、241.所得税長期特定課標額、242.所得税長期輕課課標額、243.所得税長期特別課標額、244.所得税土地等雜課標額、245.所得税超短期課標額、246.所得税株式課標額、247.所得税商品先物取引課標額、248.所得税山林課標額、249.所得税退職課標額、250.総所得所得税額、251.短期一般所得税額、252.短期輕減所得税額、253.長期一般所得税額、254.長期特定所得税額、255.長期輕課所得税額、256.長期特別所得税額、257.土地等雜所得税額、258.超短期所得税額、259.株式所得税額、260.商品先物取引所得税額、261.山林所得税額、262.退職所得税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控除額、266.定率控除前所得税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得税額、270.所得税額、271.総所得課標額、272.短期一般課標額、273.短期輕減課標額、274.長期一般課標額、275.長期特定課標額、276.長期輕課課標額、277.長期特別課標額、278.土地等雜課標額、279.超短期課標額、280.株式課標額、281.商品先物取引課標額、282.山林課標額、283.退職課標額、284.市町村総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村長期輕減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期輕課所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雜所得割額、292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期輕減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期輕課所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.都道府県土地等雜所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式所得割額、320.都道府県商品先物取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得割額、324.都道府県配当控除額、325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率控除額、329.都道府県免税額、330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都道府県定率控除前所得割額、334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得割減免額、339.市町村均等割減免額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得税株式譲渡上場所得額、344.所得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課標額、348.所得税株式上場課標額、349.肉牛輕減課標額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛輕減所得割額、353.都道府県肉牛輕減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛輕減所得税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の特例控除額、371.都道府県65歳以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都

道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割、389.標準税率市町村所得割端数切捨、390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率都道府県退職、394.標準税率都道府県算出所得割、395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前夕山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課標額、437.所得税分離配当課標額、438.分離配当課標額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収コード内連番、448.徴収コード内サブ連番、449.事業所個人番号、450.履歴判定、451.決議年月日、452.住民税受給者番号、453.普微事業所番号、454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由コード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普微変更期、461.併徴普微徴収済期、462.随時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退避用履歴判定、520.収納過年度更正フラグ、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税コード01、569.住民税コード02、570.住民税コード03、571.住民税コード04、572.住民税コード05、573.住民税コード06、574.住民税コード07、575.住民税コード08、576.住民税コード09、577.住民税コード10、578.住民税コード11、579.住民税コード12、580.住民税コード13、581.住民税コード14、582.住民税コード15、583.メモ注意フラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族メモ氏名カタカナ、588.市内家族メモ氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付メモ、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外仮登録フラグ、596.原票番号、597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称、603.電申税目区分、604.納税者ID、605.処理番号、606.処理番号連番、607.出力処理番号、608.出力区分、609.削除区分、610.eLTAX手続ID、611.作成区分、612.法人個人区分、613.法人格名称、614.前後区分、615.法人名称カタカナ、616.法人名称漢字、617.本支店区分、618.事業所名称カタカナ、619.事業所名称、620.本店所在地住所、621.本店所在地方書、622.氏名、623.住所、624.代理人属性コード、625.区税事務所コード、626.申告先税目有効区分、627.審査結果区分、628.eLTAX受付番号、629.申告受付日時、630.取込処理日、631.性別、632.代表者氏名漢字、633.代表者住所、634.地方公共団体コード、635.確定処理日、636.電申警告フラグ、637.申告書ステータス、638.明細書ステータス、639.eLTAX申告区分、640.eLTAX申告受付番号、641.XML連番、642.XML情報

(2)住民税収納ファイル1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カタカナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カタカナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.収納キーワード、15.収納キーワード2、16.履歴番号、17.初期登録業務日時、18.更新業務日時、19.更新システム日時、20.更新コンピュータ名、21.更新ユーザID、22.有効フラグ、23.決裁状態、24.旧自治体コード、25.賦課年度、26.税目コード、27.対象年度、28.通知書番号、29.期別コード、30.事業年度開始年月日、31.事業年度終了年月日、32.申告区分コード、33.連番、34.期割区分、35.調定年度、36.会計年度、37.前納報奨金、38.車両登録キー、39.車検区分コード、40.減免コード、41.期別調定額、42.期別収納額、43.延滞金調定額、44.延滞金収納額、45.督促料調定額、46.督促料収納額、47.納期限、48.繰上納期限、49.納期変更フラグ、50.収納年月日、51.領収年月日、52.繰越時調定額、53.繰越時収納額、54.繰越調定額、55.繰越年月日、56.不納欠損額、57.表示用税目コード、58.表示用期月、59.随期フラグ、60.更正回数、61.収納回数、62.還付回数、63.充当回数、64.口振不能回数、65.納通返戻設定カウント、66.納通返戻設定年月日、67.督促返戻設定カウント、68.督促返戻設定年月日、69.納通発送年月日、70.督促発行年月日、71.更正年月日、72.国税更正年月日、73.更正届出年月日、74.更正請求年月日、75.更正通知年月日、76.過誤納金発生事由コード、77.法定納期限等、78.法定納期限、79.業務固有キー、80.漢字業務固有キー、81.申告年月日、82.調定年月日、83.延長月数、84.重加算対象税額、85.納税計画状態コード、86.納税計画カウント、87.執行停止カウント、88.不納欠損カウント、89.差押カウント、90.参加差押カウント、91.交付要求カウント、92.繰上徴収カウント、93.その他処分カウント、94.徴収猶予カウント、95.換価猶予カウント、96.滞納整理組合カウント、97.納税承継カウント。

III リスク対策 (※7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名					
(1)住民税基本台帳ファイル					
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）					
リスク：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を府内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行っている。 ・府内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・府内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住民以外からの申告等情報の入手、住基ネットからの住登外者情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載することのないようにする。 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・府内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・府内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ・府内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。 ・アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 					
3. 特定個人情報の使用					
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもあるが、住民税システムの住民税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・住民税課税支援システム、住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税課税支援システムの申告受付機能、個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理		<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>			
具体的な管理方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税支援システム、個人住民税システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードには、同一パスワードの再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・職員証またはセキュリティカード（共にICカード）がなければ端末そのものにログインできず、業務システムへの認証もICカードからの自動ログインで行うため、なりすまし防止対策としている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。 			

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理:識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて隨時行っている。 ・アクセス権限の管理:ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[<input type="checkbox"/> 委託しない]
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、隨時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 再委託していない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 			
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)				[<input type="checkbox"/> 提供・移転しない]
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・府内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、どのシステムから移転の要求があつたかまで記録される。 			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 			

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている		特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

・特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した <p>情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した <p>情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

(2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- データを保管するサーバー室においては入室管理・空調管理も行っている。
- サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。
- 端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。
- 日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。
- 防災協定（和歌山県田辺市、奈良県橿原市）を結び、月1回程度相互にバックアップを取っている。
- サーバーの入れ替え時には、旧のサーバーのハードディスクについては、物理的に破壊している。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none">職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する安全管理措置を義務付け、秘密保持契約を締結している。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては処分の対象となりうる。

10. その他のリスク対策

-

III リスク対策 (※⑦、②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
(2)住民税収滞納ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税賦課情報の入手については、住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象の住民以外の情報を入手することはない。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・府内連携機能からの住民税賦課情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・府内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税システムにて正確性が担保された情報を府内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収納消込／滞納管理システムでは正確性が担保されている。 			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもあるが、収納消込／滞納管理システムの収滞納照会機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・収納消込／滞納管理システムには、地方税収滞納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納消込／滞納管理システムの照会機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収納消込／滞納管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードには、同一パスワードの再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。 		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 ・無断複製の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-
他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保護管理体制の確認

- ・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
- ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
- ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、条例及び取扱規定を策定している。
他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置

:府内連携機能からの住民税賦課情報の提供・移転については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。

:府内連携機能からの各種照会情報の提供・移転については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる提供・移転への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した提供・移転方法とすることで、対象外の機器からの提供・移転が行われないようにしている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="radio"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="radio"/>] 発生なし	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・データを保管するサーバー室においては入室管理・空調管理も行っている。
- ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。
- ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。
- ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。
- ・防災協定(和歌山県田辺市、奈良県橿原市)を結び、月1回程度相互にバックアップを取っている。
- ・サーバーの入れ替え時には、旧のサーバーのハードディスクについては、物理的に破壊している。

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none">・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。・委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する安全管理措置を義務付け、秘密保持契約を締結している。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては処分の対象となりうる。

10. その他のリスク対策

-

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所 総務部 総務課 電話:072-958-1111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所 総務部 税務課 課税総務担当 電話:072-958-1111(代表)
②対応方法	問い合わせの受付時に受付表等を記載することにより対応について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事情確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	平成28年10月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I-5-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令7号)(以下、別表第二省令)における情報提供の根拠)</p> <p>第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>1. 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>2. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2条</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	I .6.②所属長	課税担当 上野 敏治	課税担当 木村 武裕	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

平成29年11月17日	III.6.リスク1:目的外の入手が行われるリスク	—	<p>個人住民税システムのソフトウェアにおける措置・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。中間サーバー・ソフトウェアにおける措置:情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事前	重要な変更
-------------	---------------------------	---	---	----	-------

平成29年11月17日	III.6.リスク2: 不正な提供が行われるリスク	—	<p>個人住民税システムのソフトウェアにおける措置:中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。・特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へへたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、・特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事前	重要な変更
-------------	---------------------------	---	---	----	-------

平成29年11月17日	III.6.情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	(1)中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。(2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更
平成29年11月17日	III.7.リスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	[十分である]	事前	重要な変更

平成29年11月17日	III.7.特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	保存期間を経過したシステム上の特定個人情報の消去について、消去する方法及びその時期などを定めたマニュアルの作成をする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・データを保管するサーバー室においては入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・防災協定(和歌山県田辺市、奈良県橿原市)を結び、月1回程度相互にバックアップを取っている。 ・サーバーの入れ替え時には、旧のサーバーのハードディスクについては、物理的に破壊している。 	事前	重要な変更
平成29年11月17日	III.9.従業者に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する安全管理措置を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては処分の対象となりうる。 	事前	重要な変更
平成29年11月17日	III.(2)5.特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めていない]	[定めている]	事前	重要な変更
平成29年11月17日	III.(2)5.リスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	[十分である]	事前	重要な変更

平成29年11月17日	III.(2)7.特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<ul style="list-style-type: none"> ・データを保管するサーバー室においては入室管理・空調管理も行っている。 ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。 ・端末へのソフトウェアインストール制限を行つており、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。 ・防災協定(和歌山県田辺市、奈良県橿原市)を結び、月1回程度相互にバックアップを取っている。 ・サーバーの入れ替え時には、旧のサーバーのハードディスクについては、物理的に破壊している。 	事前	重要な変更
平成29年11月17日	III.(2)9.従業者に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する安全管理措置を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては処分の対象となりうる。 	事前	重要な変更
平成29年11月17日	II.4.1.③委託先名	アトラス情報サービス 株式会社	株式会社 レディースデータサービス	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	II.5 提供移転の有無	移転を行っている<20件>	移転を行っている<22件>	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

平成29年11月17日	<p>II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> <p>(1)住民登録基本台帳ノイル 1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所コード、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所地番、67.現住所方書カナ、68.現住所方書漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所地番数値1、71.現住所地番数値2、72.現住所地番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出フラグ、75.住居地補正コード、76.入管法居住地住所コード、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地地番、80.入管法居住地方書カナ、81.入管法居住地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値、83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2</p>	<p>(1)住民登録基本台帳ノイル 1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.公的年金支払額、82.年金雜所得額、83.その他雜所得額、84.総合譲渡短期所得額、85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
-------------	--	--	----	---------------------------------

<p>平成29年11月17日</p> <p>II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>85.入官法店仕地地番数値3、86.入官法店仕地後漢字地番数値、87.性別コード、88.生年月日、89.元号フラグ、90.生年月日不詳フラグ、91.生年月日不詳コード、92.生年月日不詳文字、93.統柄コード、94.統柄名称漢字、95.記載順位、96.警告フラグ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所コード、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所コード、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所地番、113.前住所方書け、114.前住所方書漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所地番数値1、117.前住所地番数値2、118.前住所地番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所コード、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前地番、128.住所変更前方書け、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前地番数値1、132.住所変更前地番数値2、133.住所変更前地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所コード、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所地番、141.転入前住所方書け、142.転入前住所方書漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所地番数値1、145.転入前住所地番数値2、146.転入前住所地番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢字、149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所コード、151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所</p> <p>87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽課所得額、105.長期軽課差引額、106.長期軽課特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価格、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税対象外所得額、132.非課税所得額、133.申告0円所得区分01、134.申告0円所得区分02、135.申告0円所得区分03、136.申告0円所得区分04、137.申告0円所得区分05、138.申告0円所得区分06、139.申告0円所得区分07、140.申告0円所得区分08、141.申告0円所得区分09、142.申告0円所得区分10、143.総所得金額、144.合計所得金額、145.総所得金額等、146.所得税総所得金額、147.所得税合計所得金額、148.所得税総所得金額等、149.総所得損通所得額、150.総合短期損通所得額、151.総合長期損通所得額、152.短期一般損通所得額、153.短期軽減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期軽課損通所得額、157.長期特別損通所得額</p>	<p>事後</p> <p>重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため</p>
---	--	--

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>、153.転出ア定先地番、154.転出ア定先方書漢字、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定先前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定先後漢字地番数値、161.実定地世帯主氏名漢字、162.実定地世帯主氏名漢字2、163.実定地住所コード、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地地番、167.実定地方書コード、168.実定地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由コード、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由コード、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳フラグ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由コード、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳フラグ、189.住定日不詳文字、190.記載事由コード、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由コード、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳フラグ、198.消除日不詳コード、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留カード等番号、205.在留カード等番号区分、206.国籍コード、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格コード、211.在留資格名称、212.在留期間コード年、213.在留期間コード月、214.在留期間コード日、215.在留期間終日、216.世帯変更事由コード、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.行政区コード、221.自治会コード、222.町内会コード、223.小学校区コード、224.中学校区コード、225.投票区コード、226.住所変更前行政区コード、227.住所変更前自治会コード、228.住所変更前町内会コード、229.住所変更前小学校区コード</p> <p>158.工地寺雜損通所得額、159.超短期損通所得額、160.山林損通所得額、161.株式譲渡損通所得額、162.商品先物取引損通所得額、163.退職損通所得額、164.所得税総所得損通所得額、165.所得税総合短期損通所得額、166.所得税総合長期損通所得額、167.所得税短期一般損通所得額、168.所得税短期軽減損通所得額、169.所得税長期一般損通所得額、170.所得税長期軽課損通所得額、171.所得税長期特別損通所得額、172.所得税長期特別損通所得額、173.所得税土地等雑損通所得額、174.所得税超短期損通所得額、175.所得税株式譲渡損通所得額、176.所得税商品先物取引損通所得額、177.所得税山林損通所得額、178.所得税退職損通所得額、179.雑損控除額、180.医療費控除額、181.社会保険料控除額、182.小規模共済控除額、183.生命保険料控除額、184.所得税生命保険料控除額、185.生命保険料支払額、186.個人年金保険料支払額、187.損害保険料控除額、188.所得税損害保険料控除額、189.損害保険料支払額、190.長期損害保険料支払額、191.寄付控除額、192.所得税寄付金控除額、193.合計控除額、194.所得税合計控除額、195.控対配該当コード、196.配偶者区分、197.配特有無区分フラグ、198.配偶者特別控除額、199.所得税配偶者特別控除額、200.配偶者合計所得金額、201.扶養一般該当人数、202.扶養年少該当人数、203.扶養特定該当人数、204.扶養老人該当人数、205.扶養同居老人該当人数、206.扶養特障該当人数、207.扶養同居特障該当人数、208.扶養普障該当人数、209.未成年該当コード、210.老年者該当コード、211.寡婦該当コード、212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本専区分、216.配専区分、217.青色専従該当人数、218.白色専従該当人数、219.専従者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.謹慎繰越損失額</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
-------------	-----------------------	--	----	---------------------------------

平成29年11月17日	<p>II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> <p>(2)住民税収滞納ファイル 1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キ-1、39.収納キ-2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.全計年度、61.前納総額</p>	<p>230.住所変更前中学校区コード、231.住所変更前投票区コード、232.警告コード、233.移行フラグ、234.登録区分、235.処理番号、236.管轄支所コード、237.政令市コード、238.印鑑連動有無フラグ、239.印鑑連動異動事由名称、240.旧番号法個人番号、241.旧住民票コード、242.交付識別コード、243.国保資格区分、244.国保退職区分コード、245.国民年金記号番号、246.国民年金種別、247.子ども手当の有無フラグ、248.介護保険の有無フラグ、249.後期高齢の有無フラグ、250.後期高齢被保険者番号、251.後期高齢資格取得年月日、252.後期高齢資格喪失年月日、253.特定施設コード、254.住所変更前特定施設コード、255.軽微な修正フラグ</p> <p>(2)住民税収滞納ファイル 1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キ-1、39.収納キ-2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.全計年度、61.前納総額</p> <p>223.雑損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡繰越損失額、227.当年雑損失額、228.当年特定株式損失額、229.前純損失額、230.前譲渡繰越損失額、231.前雑損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡繰越損失額、235.前々雑損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課標額、238.所得税短期一般課標額、239.所得税短期軽減課標額、240.所得税長期一般課標額、241.所得税長期特定課標額、242.所得税長期軽課課標額、243.所得税長期特別課標額、244.所得税土地等雑課標額、245.所得税超短期課標額、246.所得税株式課標額、247.所得税商品先物取引課標額、248.所得税山林課標額、249.所得税退職課標額、250.総所得所得税額、251.短期一般所得税額、252.短期軽減所得税額、253.長期一般所得税額、254.長期特定所得税額、255.長期軽課所得税額、256.長期特別所得税額、257.土地等雑所得税額、258.超短期所得税額、259.株式所得税額、260.商品先物取引所得税額、261.山林所得税額、262.退職所得税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控除額、266.定率控除前所得税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得税額、270.所得税額、271.総所得課標額、272.短期一般課標額、273.短期軽減課標額、274.長期一般課標額、275.長期特定課標額、276.長期軽課課標額、277.長期特別課標額、278.土地等雑課標額、279.超短期課標額、280.株式課標額、281.商品先物取引課標額、282.山林課標額、283.退職課標額、284.市町村総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽課所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
-------------	---	--	----	---------------------------------

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領收年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.隨期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日</p>	<p>292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽課所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.都道府県土地等雑所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式所得割額、320.都道府県商品先物取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得割額、324.都道府県配当控除額、325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率控除額、329.都道府県免税額、330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都道府県定率控除前所得割額、334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得割減免額、339.市町村均等割減免</p>	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
-------------	-----------------------	--	---	----	---

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得税株式譲渡上場所得額、344.所得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課標額、348.所得税株式上場課標額、349.肉牛軽減課標額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛軽減所得割額、353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛軽減所得税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の特例控除額、371.都道府県65歳以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割端数切捨、389.標準税率市町村所得割端数切捨、	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
-------------	-----------------------	--	--	----	---------------------------------

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率都道府県退職、394.標準税率都道府県算出所得割、395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額435.投資等税額控除額、436 所得税肉牛軽減課税標額、	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
-------------	-----------------------	---	---	----	---

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>437.所得税分離配当額、438.分離配当額 標額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村 分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所 得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人 年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、 445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ 内連番、448.徴収データ内サブ連番、449.事業所 個人番号、450.履歴判定、451.決議年月日、 452.住民税受給者番号、453.普徴事業所番号、 454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由 コード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年 月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、 460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、 462.隨時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課 税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度 01467.納期限01、468.期別07月02期税額、469. 賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期 税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期 別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限 04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、 479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦 課年度06、482.納期限06483.期別12月07期税 額、484.賦課年度07、485.納期限07486.期別01 月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、 489.期別02月09期税額、490.賦課年度09491.納 期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度 10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、 496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月 12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、 501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期 限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、 506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年 度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511. 賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税 額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別 18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、 519.退避用履歴判定</p>	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
-------------	-----------------------	---	----	---

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	520.収納の廻年度更正ノゾク、521.元三額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別2月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分558.期別07月02期税額年金分559.期別08月03期税額年金分560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税メモ1、569.住民税メモ2、570.住民税メモ3、571.住民税メモ4、572.住民税メモ5、573.住民税メモ6、574.住民税メモ7、575.住民税メモ8、576.住民税メモ9、577.住民税メモ10、578.住民税メモ11、579.住民税メモ12、580.住民税メモ13、581.住民税メモ14、582.住民税メモ15、583.メモ注意ラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族メモ氏名カナ、588.市内家族メモ氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付メモ、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外伝登録ラジオ596.直轄番号	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
-------------	-----------------------	---	---	----	---

平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	<p>597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称 (2)住民税収滞納ファイル 1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.収納キ-1、15.収納キ-2、16.履歴番号、17.初期登録業務日時、18.更新業務日時、19.更新システム日時、20.更新コンピュータ名、21.更新ユーザID、22.有効フラグ、23.決裁状態、24.旧自治体コード、25.賦課年度、26.税目コード、27.対象年度、28.通知書番号、29.期別コード、30.事業年度開始年月日、31.事業年度終了年月日、32.申告区分コード、33.連番、34.期割区分、35.調定年度、36.会計年度、37.前納報奨金、38.車両登録キー、39.車検区分コード、40.減免コード、41.期別調定額、42.期別収納額、43.延滞金調定額、44.延滞金収納額、45.督促料調定額、46.督促料収納額、47.納期限、48.繰上前納期限、49.納期変更フラグ、50.収納年月日、51.領収年月日、52.繰越時調定額、53.繰越時収納額、54.繰越調定額、55.繰越年月日、56.不納欠損額、57.表示用税目コード、58.表示用期月、</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	<p>59.随期フラグ、60.更正回数、61.収納回数、62.還付回数、63.充当回数、64.口振不能回数、65.納通返戻設定カウント、66.納通返戻設定年月日、67.督促返戻設定カウント、68.督促返戻設定年月日、69.納通発送年月日、70.督促発行年月日、71.更正年月日、72.国税更正年月日、73.更正届出年月日、74.更正請求年月日、75.更正通知年月日、76.過誤納金発生事由コード、77.法定納期限等、78.法定納期限、79.業務固有キー、80.漢字業務固有キー、81.申告年月日、82.調定年月日、83.延長月数、84.重加算対象税額、85.納稅計画状態コード、86.納稅計画カウント、87.執行停止カウント、88.不納欠損カウント、89.差押カウント、90.参加差押カウント、91.交付要求カウント、92.繰上徵収カウント、93.その他処分カウント、94.徵収猶予カウント、95.換価猶予カウント、96.滞納整理組合カウント、97.納稅承継カウント、</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

平成31年2月28日	I-2.-システム8電子申告システム①システム名	-	電子申告システム	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I-2.-システム8電子申告システム②システムの機能	-	<p>電子申告システムは、地方税ポータルシステム(eLTAX)で管理する個人番号(納税者ID)と、税務システムで管理する個人番号の関連付けを管理するシステムである。</p> <p>1. 審査システムとの連携 :審査システム(eLTAX)から、媒体で受け取った利用届出のデータを、税務システムに取り込みする機能。</p> <p>2. 機能概要 :個人住民税 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて個人住民税の申告をした者と、税務システムで管理する個人番号の関連付けをする機能。</p>	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I-2.-システム8電子申告システム③他のシステムとの接続	-	[○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住民税課税支援システム)	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I-6-②所属長	課税担当 木村 武裕 納税担当 藤林 弘欣	課税担当課長・納税担当課長	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II-4委託事項1-③	株式会社 レディースデータサービス	株式会社 エルディーエス	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II-5-移転先12	福祉支援課	障害福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II-5-移転先13	福祉支援課	障害福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

平成31年2月28日	II-5-移転先14	福祉支援課	障害福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	II-5-移転先16	福祉総務課	生活福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	II-5-移転先17	福祉総務課	生活福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	II-5-移転先21	福祉支援課	障害福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	II-5-移転先22	福祉支援課	障害福祉課	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	(別添1)ファイル記録項目	(1)住民税基本台帳ファイル「602.294条通知自 治体名称」まで	(1)住民税基本台帳ファイル642.XML情報」まで	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	II-5-移転先13	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の47の項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の47の項)	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	III-リスク対策-8.監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け
平成31年2月28日	III-リスク対策(2)-8.監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け
平成31年2月28日	III-リスク対策(2)-5.特定個人情報の提供・移転	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、条例及び取扱規定を策定している。	事後	誤謬の修正のため

令和1年10月23日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 「肖取照云の」根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条 2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49	120を119に変更	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	添付資料 II ファイルの概要(1) 提供先21以降 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	II-5-移転先17④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	II.5 提供・移転の有無	移転を行っている<22件>	移転を行っている<23件>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

令和1年10月23日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、14、115、116、117、119の項)	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、14、115、116、117、120の項)	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年1月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3①システム名称	収納消込／滞納管理システム	収納消込／滞納管理システム(ADWORLD)	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年1月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9		<p>滞納管理システム(THINK TAX)</p> <p>1. 滞納者管理:滞納者(転居・転出した者も含む)の基本情報を照会・更新する。また、滞納者の実態調査情報を印刷する。</p> <p>2. 催告管理:文書を送付して納付の催告を行う。</p> <p>3. 分納管理:誓約書を印刷し、分納誓約申請者が必須項目を記載し申請する。その内容を、分納誓約情報入力画面で登録する。</p> <p>4. 照会帳票:各種料金調査書、債権の調査票、預金の調査票等を発行する。</p> <p>5. 照会入力:電話加入権情報、各種照会、債権情報、不動産情報、クレジット照会の登録。</p> <p>6. 差押情報:不動産差押え、債権差押え、動産差押え、電話差押え、交付要求から差押の種類を選択し、差押情報を入力し、差押書を印刷する。</p> <p>7. 執行停止:執行停止検討会資料、執行停止伺書の作成および執行停止処理を行う。</p> <p>8. 欠損:自動欠損処理を行う。</p>	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

令和3年9月3日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1~7	こども課	家庭支援課	事後	重要な変更に該当せず、事前の提出公表が義務付けられなかったため
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ②移転先における用途	(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)	(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)	事後	重要な変更に該当せず、事前の提出公表が義務付けられなかったため
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	IV 開示請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	総務部 税務課 総務担当	総務部 税務課 課税総務担当	事後	重要な変更に該当せず、事前の提出公表が義務付けられなかったため

			2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	事後	条項号ズレ等によるもので、重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II-5-移転先1~7	家庭支援課	子育て給付課	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため	
令和4年9月9日	II-5-移転先8	こども課	子育て給付課	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため	